

# 第1回 三重県(志摩・南伊勢地区)放置船対策推進会議 幹事会

## 事 項 書

日時:令和 8 年 2 月 19 日(木) 10:30～

場所:三重県志摩庁舎 2 階大会議室

- 1 開会のあいさつ
- 2 規約について
- 3 会長、副会長の選任について
- 4 放置船対策推進会議について
- 5 「浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議」の総括
- 6 鳥羽海上保安部の取組
- 7 閉会



## 2 規約について



## 三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 規約

### （名称）

第1条 本会議は、「三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本会議は、三重県の志摩市、度会郡南伊勢町の海域および陸域における船舶等の放置状態を解消し、景観及び良好な環境を保全するため、地域の実情をふまえた放置船対策の検討と実現を目的として設置する。

### （活動内容）

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 放置船対策の検討
- 二 放置船の解消に関する情報の共有
- 三 その他本会議の目的を達成するために必要な事項

### （構成員）

第4条 本会議は、別紙に掲げるものをもって構成する。

- 2 下部組織として、幹事会を別紙に掲げるものをもって構成する。
- 3 構成員の追加は、委員全員の同意をもって決定する。

### （役員）

第5条 本会議に会長1名、副会長1名を置き、前条に定める委員の互選によりこれを選任する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 会長は本会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

### （会議の招集）

第6条 本会議の招集は、会長が行う。

- 2 委員は、必要に応じて会長に会議の招集を要請することができる。

### （オブザーバー）

第7条 本会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の要請により会議に出席し、意見を述べるができるとともに、本会議の活動に協力することができる。

(事務局)

第8条 本会議及び幹事会の事務局は、別紙のとおりとし、三重県志摩建設事務所に置く。

(決議)

第9条 会議の決議は委員全員の同意を原則とする。ただし、賛否が分かれた場合は会長に一任する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則 この規約は、令和8年2月13日より施行する。

(別紙)

三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 構成員

委員

志摩市長  
南伊勢町長  
鳥羽海上保安部長  
伊勢警察署長  
鳥羽警察署長  
三重県 県土整備部長  
三重県 農林水産部長  
三重県 南勢志摩地域活性化局長

三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 幹事会 構成員

委員

志摩市 副市長  
南伊勢町 副町長  
鳥羽海上保安部 警備救難課長  
伊勢警察署 生活安全課長  
鳥羽警察署 生活安全課長  
三重県 県土整備部 港湾・海岸課長  
三重県 県土整備部 河川課長  
三重県 伊勢建設事務所長  
三重県 志摩建設事務所長  
三重県 農林水産部 水産基盤整備課長  
三重県 農林水産部 農業基盤整備課長  
三重県 伊勢農林水産事務所長  
三重県 南勢志摩地域活性化局 環境室長

事務局

三重県 県土整備部 港湾・海岸課（港湾海岸管理班）  
三重県 伊勢建設事務所（総務・管理室 管理課）  
三重県 志摩建設事務所（総務・管理・建築室 管理課）



## 4 放置船対策推進会議について



## 「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」（概要版）（令和6年3月 国土交通省・水産庁）

### 目 標

すべての放置艇の解消の最終的な目標は堅持しつつ、**地域にとって支障となる放置艇**については、**概ね10年程度**を目途に解消できるよう**優先的に**対策に取り組むことを目指す。

### 放置艇対策の実効性を高めるための3つの視点



### 具体的対策

|                        |                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 係留・保管能力の向上          | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1 既存の係留・保管施設の収容余力の活用</li> <li>1. 2 管理上支障のない水域の有効活用</li> <li>1. 3 国の支援制度の有効活用（係留・保管施設整備）</li> </ul>                                                              |
| 2. 効果的な規制措置の実施         | <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 1 放置等禁止区域等の指定の拡充</li> <li>2. 2 所有者情報の把握</li> <li>2. 3 所有者による係留・保管場所確保に向けた指導・啓発</li> <li>2. 4 罰則規定の周知徹底</li> </ul>                                               |
| 3. 水域管理者等による監督の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 1 行政代執行・簡易代執行の適切な実施</li> <li>3. 2 廃棄物としての撤去処分の推進</li> <li>3. 3 沈船を未然に防ぐための迅速な対応</li> <li>3. 4 F R P 船リサイクルシステムの利用促進</li> <li>3. 5 国の支援制度の有効活用（沈没船処理）</li> </ul> |
| 4. 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>4. 1 関係機関が連携した普及活動の充実</li> <li>4. 2 日常的な放置艇対策への関係者の協力</li> <li>4. 3 海洋教育等を通じた対策の周知</li> </ul>                                                                      |
| 5. 広域的な対策の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>5. 1 水域を越えた対応</li> <li>5. 2 都道府県の枠を越えた対応</li> </ul>                                                                                                                |

### ロードマップ

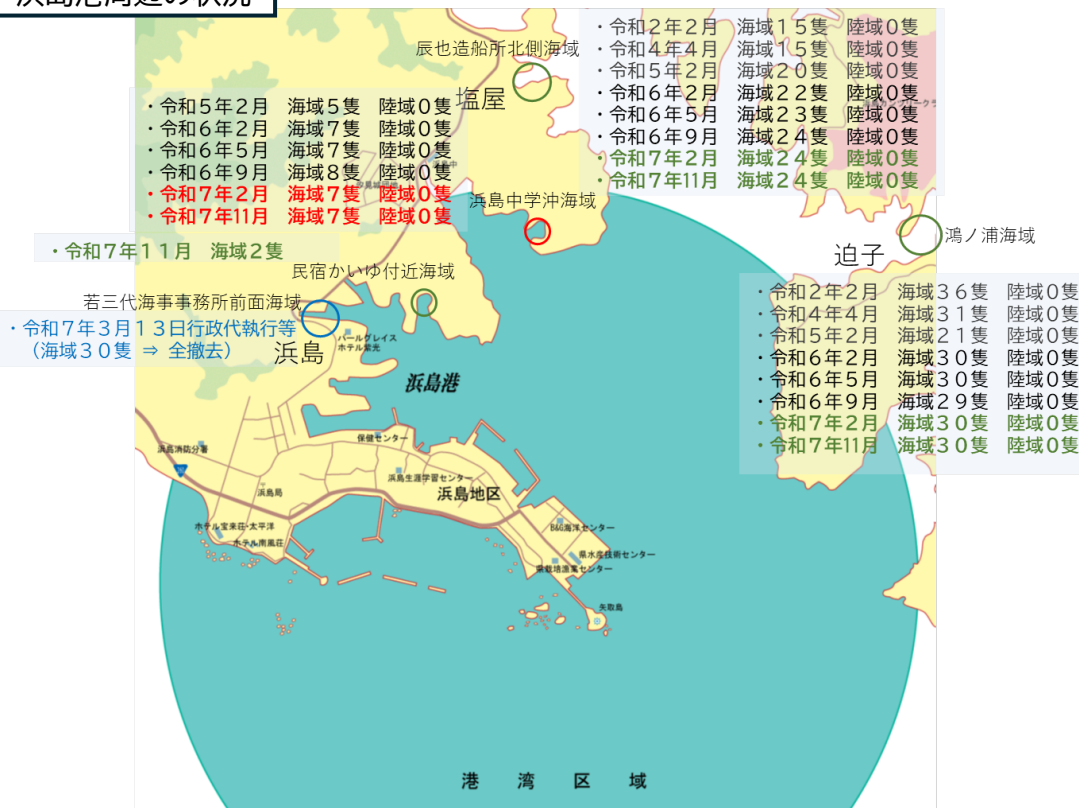
| R4                                  | R5              | R6 | R7 | R8     | R9   | R10 | R11 | R12    | R13  | R14 | R15 | R16    | R17   |
|-------------------------------------|-----------------|----|----|--------|------|-----|-----|--------|------|-----|-----|--------|-------|
| 全国実態調査                              | 放置艇対策の今後の方向性の検討 |    |    | 全国実態調査 | 進捗評価 |     |     | 全国実態調査 | 進捗評価 |     |     | 全国実態調査 |       |
| 広域的な連携による放置艇対策の推進（それぞれの地域事情を踏まえて実施） |                 |    |    |        |      |     |     |        |      |     |     |        | 達成度評価 |
| 新たな放置艇を防ぐ予防的措置の拡充                   |                 |    |    |        |      |     |     |        |      |     |     |        |       |

（国交省HPより）

- 三重県の水域(港湾区域、漁港区域、河川区域)における放置船は約2,000隻あり、そのうち沈廃船は約260隻確認されている。(令和4年度調査)
- 近年では港湾区域内において、平成30年度に賀田港、令和6年度に浜島港について行政代執行及び簡易代執行にて放置船の撤去を行っている。
- 一方、一般海域でも放置船は存在し、志摩建設事務所や尾鷲建設事務所では問題となっている。

## 浜島港周辺の状況

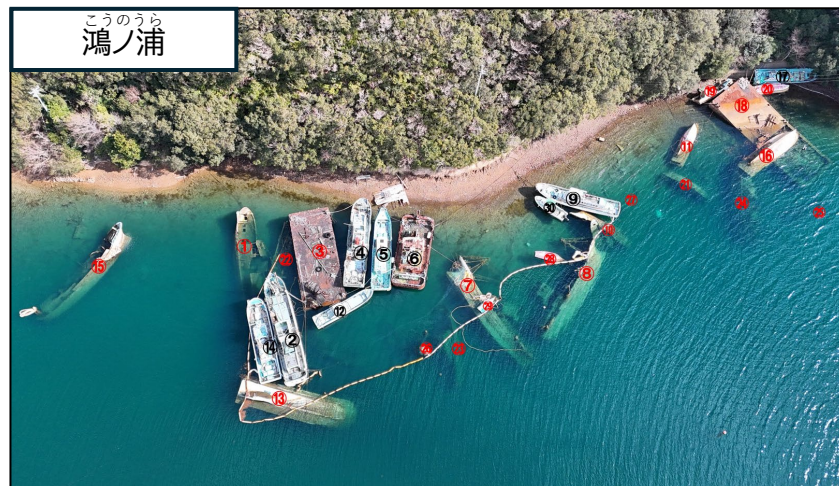
令和7年11月4日現在



## たつやぞうせんじょよこ 辰也造船所横



## こうのうら 鴻ノ浦



### 3 放置船対策推進会議の設置

広域的、かつ地域の実情を踏まえた放置船対策方針を検討する必要がある

各地域において  
＜放置船対策推進会議＞を設置

※「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性(令和6年3月 国交省・水産庁)」による「地域にとって支障となる放置艇」対策の検討を行うため、「志摩・南伊勢地区」の推進会議を設置する。

志摩市・南伊勢町の  
放置船は約620隻

県内の約3割を占める

R7. 11月 志摩市・南伊勢町で  
「第44回全国豊かな海づくり  
大会」が開催

住民の海への環境意識が向上

R4. 8月 志摩市より放置船解消の強い  
要望を受け、「浜島港及び隣接する一般  
海域における放置船対策会議」を設置

放置船対策の検討・解消を実現  
した実績がある

志摩市・南伊勢町で  
「放置船対策推進会議」を設置





## 4 放置船対策推進会議の取組内容

### 志摩・南伊勢地区の 放置船解消の取組

放置船解消の取組を  
検討する

- 現状の整理
- 発生原因の検証
- 放置船解消の取組

各管理者と関係者が  
情報を共有する

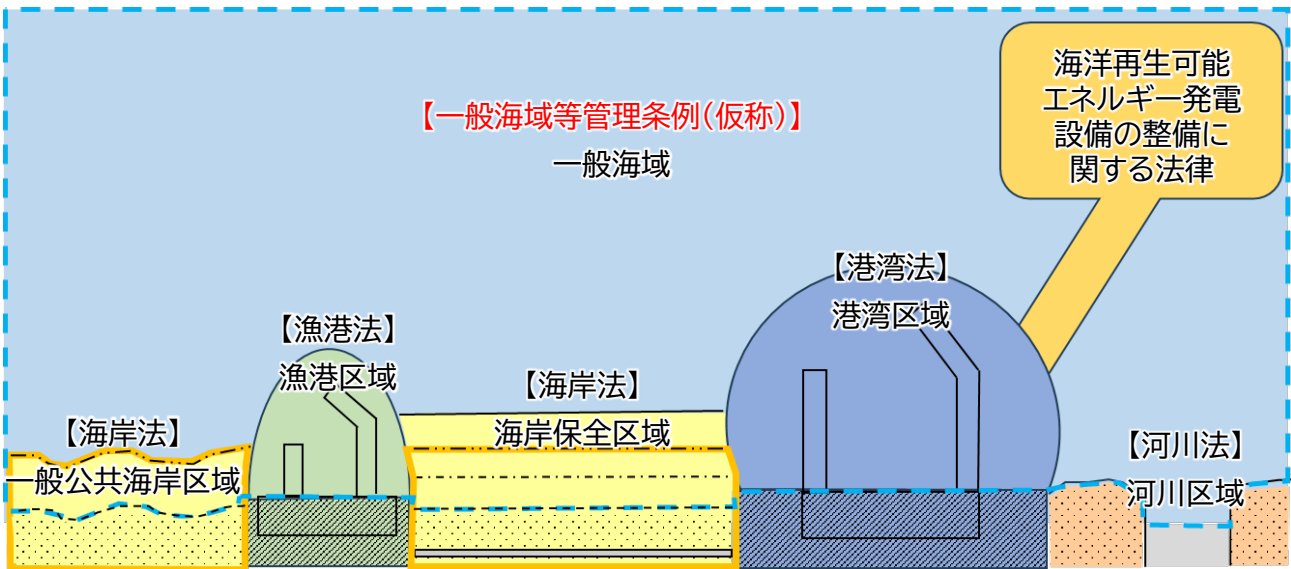
- 各々の取組の共有
- 各々が把握する情報の共有

浜島中学校沖の  
7隻の放置船を  
令和8年度中に解消する

- 放置等禁止区域の指定
- 解消方法の検討
- 関係者との連携



# 5 関係法令による放置船の措置の現状



| 区域       | 関係法令 | 禁止行為 | 除去の命令<br>または警告 | 管理者自ら撤去 | 罰則 |
|----------|------|------|----------------|---------|----|
| 港湾区域     | 港湾法  | ○    | ○              | ○       | ○  |
| 漁港区域     | 漁港法  | ○    | ○              | ○       | ○  |
| 海岸保全区域   | 海岸法  | ○    | ○              | ○       | ○  |
| 一般公共海岸区域 | 海岸法  | ○    | ○              | ○       | ○  |
| 河川区域     | 河川法  | —    | ○              | ○       | ○  |
| 一般海域     | —    | ×    | ×              | ×       | ×  |

↓ 条例制定すると、、、

|      |               |        |   |   |   |
|------|---------------|--------|---|---|---|
| 一般海域 | 一般海域等管理条例(仮称) | ○ -13- | ○ | ○ | ○ |
|------|---------------|--------|---|---|---|

## ●三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 スケジュール案

|     | 令和7年度 |         |    | 令和8年度 |       |    |         |    |    |     |                  |     |    |                    |    |
|-----|-------|---------|----|-------|-------|----|---------|----|----|-----|------------------|-----|----|--------------------|----|
|     | 1月    | 2月      | 3月 | 4月    | 5月    | 6月 | 7月      | 8月 | 9月 | 10月 | 11月              | 12月 | 1月 | 2月                 | 3月 |
| 本会議 |       | 2/13 設置 |    |       |       |    |         |    |    |     |                  |     |    | 放置船解消の取組報告<br>最終決定 |    |
| 幹事会 |       | 2/19    |    |       | 現状の整理 |    | 発生原因の検証 |    |    |     | 放置船解消の取組整理・とりまとめ |     |    |                    |    |

※令和9年度以降、幹事会は年2～3回程度、本会議は年1回程度開催  
放置船に関する情報を共有し、その解消に努める

## 5 「浜島港及び隣接する一般海域における 放置船対策会議」の総括



## 経緯

- 20年位前 浜島港内へ中古船持込
- R1頃 一般海域にも中古船持込
- R2.2 96隻を確認
- R4.8 志摩市から県へ要望書
- R5.2 「浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議」設置  
(指導等で78隻に減)

## 対策会議の開催状況

### ■ 目的

浜島港及び隣接する一般海域における船舶の放置状態を解消し、景観及び公共用水域における良好な環境を保全するため、関係機関で情報共有を図るとともに、その対策に資することを目的としている。

### ■ 開催状況

令和4年度：2回 令和5年度：4回 令和6年度：3回 令和7年度：2回

### ■ 協議内容

当初は、事例研究、普及啓発、抑制方法等を検討していたが、第44回全国豊かな海づくり大会の開催決定以降は、放置船撤去に向けた取組・スケジュール等を中心に協議が行われた。

## 取組の成果

### ■ 油漏れ防止対策

辰也造船横の油漏れでは、関係機関が連携してオイルフェンスを設置

### ■ 浜島港湾区域内の放置船を行政代執行等により撤去

若三代海事前の放置船30隻を令和7年3月13日から9月30日までの間に撤去

令和8年度は浜島中学校沖の放置船7隻を撤去する予定

### ■ 業界団体の取組

三重外湾漁業協同組合安乗事業所浜島では、船舶処分費用のコスト軽減を図るため、漁協が漁業者に声掛けして、まとめて産業廃棄物処分業者に委託【令和7年5～6月:12隻 令和7年9～10月:29隻】



漁協取りまとめによる船舶処分 令和7年9～10月作業状況



## 6 鳥羽海上保安部の取組





【問い合わせ先】  
鳥羽海上保安部 警備救難課  
課長 杉野 稔  
TEL 0599-25-3175

令和7年12月23日  
鳥羽海上保安部

### 廃船・放置船の不法投棄について

第四管区海上保安本部鳥羽海上保安部及び浜島分室は、管内で増加する廃船・放置船数を抑制する目的で、今年1月から12月末までの1年間、三重県中勢地区、南勢地区の沿岸において廃船・放置船実態調査を実施した。

長期間に渡る調査の結果、長期間使用した形跡が無いと疑われる船舶延べ235隻を認め、所有者を特定できたものにあつては、船舶の撤去を促し、同地区海域から計58隻の船舶を撤去させた。

鳥羽海上保安部及び浜島分室は今年、悪質な所有者6名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で立件するとともに、22名に警告を発出した。

写真：撤去される廃船（南伊勢町）



# 調 査 海 域 図

鳥羽海上保安部

